

にかほ市事業継続応援給付金（概要版）

1 給付金の概要

（1）趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、通常時と比較し売上が一定程度減少した市内事業者の皆様に給付金を給付し、事業の継続を応援します。

（2）給付額

1事業者あたり一律20万円

（3）主な給付要件

- ①令和2年中のいずれかひと月の事業収入や売上げ（以下「事業収入」）が、前年同月比で20%以上減少した月があること
- ②前年の事業収入が100万円以上であること

（4）中小法人事業者、個人事業者を対象

幅広い業種を対象とします

農林漁業 鉱業・砕石・砂利採取 製造業 建設業 電気・ガス・熱供給・水道 情報通信
運輸・郵便 卸売・小売 金融・保険 不動産・物品賃貸 学術研究・専門・技術サービス
宿泊・飲食サービス 生活関連サービス・娯楽 教育・学習支援 医療・福祉 複合サービス
サービス業（他に分類されないもの） 【日本標準産業分類大分類より】

※にかほ市飲食店等緊急支援金（30万円）の給付を受けた方は対象となりません

※農林漁業のうち稲作・大豆・そば生産による収入は本給付金の対象になりません。

（5）申請受付期間

令和2年6月15日（月）～令和3年1月15日（金）まで（土・日・祝は除く）

（6）申請先・給付方法

- ・市役所・商工会に備え付け、又は市公式ホームページで「給付金給付申請書兼請求書」を入手し、添付書類を添えてにかほ市役所各庁舎又はにかほ市商工会に提出。

商工政策課への郵送も可能です。（郵送の場合は令和3年1月15日までの消印有効）

- ・市では申請内容、添付書類を確認の上、給付決定となった方へ給付します。

2 給付対象者

(1) 以下のいずれかに該当する市内事業者が対象となります

令和元年12月31日以前から本給付金申請時まで継続して、

- ①市内に住民登録されている個人事業者
- ②市内に事業所や店舗等（以下「事業所」）を有する個人事業者
- ③市内に事業所を有する法人事業者

(2) 給付要件

以下のいずれにも該当する場合は対象となります。

①令和元年12月31日以前から事業収入を得ており、本給付金申請以降も事業継続の意思があること。

②令和2年1月から申請する月の前月までの間で、感染症拡大の影響等により、いずれかひと月の事業収入が前年同月と比較して20%以上減少した月（以下「対象月」）があること。

（ただし前年中に新規開業した事業者は、前年同月の事業収入額に代えて、前年中の事業収入の月平均額と比較します）

③前年の事業収入が100万円以上であること。

（法人にあっては「対象月」の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入が100万円以上であること。ただし、にかほ市内に住民登録されていない個人事業者、並びに本社本店がにかほ市外の法人事業者にあっては、にかほ市内に有する事業所分の事業収入が100万円以上であること。）

特例：令和元年中に新規開業した事業者は、開業月から12月までの月平均売上額×12が100万円以上であること。

④にかほ市内に住民登録されていない個人事業者、並びに本社本店がにかほ市外の法人事業者にあっては、にかほ市内に有する事業所分の事業収入について、令和2年と前年の月別比較が確認できる者であること。

3 対象外となる場合

以下のいずれかに該当する場合、本給付金の対象となりません。

- (1) 一度本給付金の給付を受けた事業者
- (2) にかほ市飲食店等緊急支援金（30万円）の給付を受けた飲食業・宿泊業
- (3) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (4) 令和2年4月1日時点で、資本金の額若しくは出資の総額が10億円以上又は常時使用する従業員が2,000人を超える事業者。
- (5) 風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- (7) 暴力団の構成員又は暴力団に関りを持つ者

4 申請及び受取方法等

(1) いずれかの方法で申請書兼請求書を入手

- ① にかほ市役所各庁舎又はにかほ市商工会本所・各支所で受け取り
- ② にかほ市公式ホームページで「申請書兼請求書」をダウンロード
- ③ ご相談専用ダイヤルへ連絡して郵送してもらう

(2) 提出

申請書兼請求書に添付書類を添えて、郵送または申請受付窓口に提出

(3) 給付金の受取

申請者が指定する申請者名義の口座へ振込

5 申請受付窓口等の開設

(1) 申請受付窓口（土・日・祝は除く）

【にかほ市役所】

- ・象潟庁舎 金浦庁舎 仁賀保庁舎（6月15日～令和3年1月15日）

【にかほ市商工会】

- ・本所（金浦） 象潟支所 仁賀保支所（6月15日～9月30日）

(2) 郵送の場合

- ・にかほ市役所象潟庁舎 商工観光部商工政策課 宛
（令和3年1月15日までの消印有効）

(3) ご相談専用ダイヤル（コールセンター）

- 6月15日～8月31日（土・日・祝は除く）9：00～17：00
フリーダイヤル 0120-191-454

6 給付対象の算定例

(1) 確定申告書において

- ・ 個人事業者で青色申告の場合
- ・ 法人事業者の場合

(万円)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和元年	30	20	10	20	40	20	30	30	30	20	20	30	300
令和2年	40	20	20	25	30	20							
減収20%以上					▲25%								

①

②「対象月」

- ①前年の事業収入が100万円以上である (○)
 ②令和2年1月以降、前年同月と比較して20%以上事業収入が減少した月がある (○)

(2) 確定申告書において

- ・ 個人事業者で白色申告の場合

(万円)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和元年	240												240
令和2年	40	20	20	25	22	14							
減収20%以上						▲30%							

①

②「対象月」

- ①前年の事業収入が100万円以上である (○)
 ※令和元年の年間事業収入 240 万円 ÷ 12 ヶ月 = 20 万円 (ひと月あたりの事業収入)
 ②令和2年6月の事業収入が14万円に対し、前年同月の事業収入を20万円とみて、
 前年同期比20%以上減少したものとする (○)
 ※収入に季節性がある方および農業者の方は、算定方法が異なりますので、手引きをご確認ください。

7 特殊な事例等の取り扱いについて

「にかほ市事業継続応援給付金」の制度は、「支給額一律20万円」や「収入減少20%以上」、「前年の事業収入100万円以上」など本給付金制度で独自に定める事項を除き、国による「持続化給付金」の申請規程及び給付規程を参酌し取り扱います。